

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第 3 2 号	三田市の都市計画に関する基本的な方針の改定について
都市政策課	<p>【関係法令】 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）</p> <p>【趣 旨】 三田市の都市計画に関する基本的な方針（三田市都市計画マスタープラン）は、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、中長期的な視点から、地域の特性に応じた土地利用、道路や公園など都市施設、市街地開発事業の整備の方向性のほか、生活像、産業創造、都市交通、自然的環境などに関する将来ビジョンを明確化し、その実現に向けた方策を示す都市計画に関する総合的な計画である。</p> <p>このたび、市の上位計画である第 5 次三田市総合計画が令和 4 年 4 月に策定されたことをうけ、三田市の都市計画に関する基本的な方針の改定を行う。</p> <p>【計画期間】 令和 5 年度から令和 1 4 年度まで（1 0 年間）</p> <p>【施行日】（公表） 令和 5 年 4 月 1 日</p>